

運転資金利子補給助成金交付要綱

平成21年8月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、トラック運送事業者が、金融機関から運転資金を借り入れた場合、その返済時の利子の一部を助成することにより、経営の安定に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、宮城県内に本店・支店がある金融機関から運転資金を借り入れたトラック運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成金額)

第3条 助成金額は、金融機関から借り入れた運転資金に係る利子とし、令和3年度内に支払う(もしくは発生する)利子の額とする。ただし、1事業者20万円を限度とする。なお、利息計算期間が翌年度にまたがる場合、借入日から年度末日までを助成金対象期間とし、1年を365日とする日割計算をする。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第4条 事業者は、受付期間中に運転資金を借り入れた場合、様式1「運転資金利子補給助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。【実績報告】

受付期間は、令和3年4月1日から令和4年2月28日まで(予算枠に達した場合は、その時点で受付終了)とする。

(助成対象の制限)

第5条 第3条にある運転資金とは、人件費、燃料費、備車費等に要する費用であつて、車両の購入や物流施設・物流設備の整備に要する費用は対象としない。

2 社会保険等が未納の事業者は対象としない。

(助成金の交付)

第6条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があつた場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認められた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第9条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和3年4月1日から施行する。